○環境省令第十五号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十四条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

令和四年四月一日

環境大臣　山口　壮

地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第四項第五号の規定による環境大臣の権限は、計画策定市町村（同条第一項に規定する計画策定市町村をいう。）の区域を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

防衛大臣　岸　信夫

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第三（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

改正後

［略］	［略］	冬服上衣	製式	［略］		
				防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	［略］	短ジヤケット型長そで詰襟とする。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
				防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	［略］	長そでとする。
［略］	［略］	女性冬服上衣	製式	［略］		
				防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	［略］	短ジヤケット型長そで詰襟とする。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
				防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	［略］	長そでとする。
［略］	［略］	第一種夏服上衣	製式	［略］		
				三等海曹以上	［略］	詰襟とする。

改正前

［同上］	［同上］	冬服上衣	製式	［同上］		
				防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	［同上］	短ジヤケット型長そでつめ襟とし、内側にカラー留めボタン五個をつける。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
				防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	［同上］	長そでとする。ただし、海曹長以下の自衛官にあつては、そで口に金色のボタン二個をつける。
［同上］	［同上］	女性冬服上衣	製式	［同上］		
				防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	［同上］	短ジヤケット型長そでつめ襟とし、内側にカラー留めボタン五個をつける。前面中央にいかりの浮き彫りを施した金色のボタン七個を一行につける。形状は、図のとおりとする。
				防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	［同上］	長そでとする。ただし、海曹長以下の自衛官にあつては、そで口に金色のボタン二個をつける。
［同上］	［同上］	第一種夏服上衣	製式	［同上］		
				三等海曹以上	［同上］	詰襟とし、内側にカラー留ボタン五個をつける。